

月	日	主なできごと
1	8	日野市成人式開催
	14	日野市消防団出初式開催
2	3～5/20	新選組のふるさと歴史館特別展「新選組京都の日々」開催
	24	「新選組のふるさと日野を訪ねるみち」ウォーク開催
	24～3/4	日野宿本陣で「吊るし雛」を飾り付け
3	17	日野バイパスふれあいフェスタ開催
	24	日野バイパス全線開通
	25	高幡不動駅駅舎改良工事終了、自由通路が開通
4	31～	平山季重まつり／スプリングフェスタひの開催
	1	水道業務が東京都へ移管
	2	ファミリー・サポート・センターたかはたオープン
5	2	七生支所が京王高幡ショッピングセンター2階に移転
	2	駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」オープン
	1	コンビニエンス・ストアで市税等の全税目への納付が可能に
6	6～	日野宿楽市楽座講座スタート
	12	日野宿交流館オープン
	12・13	ひの新選組まつり
7	1	放課後子どもプラン「ひのっち」スタート
	1	0歳児ステーション「おむすび」スタート
	2	日野団塊世代広場設立
8	2	市内郵便局9局で諸証明書の交付を開始
	8	「NHKのご自慢」市民会館で公開生放送
	28・29	ひのよさこい祭
9	1	市からの要望にスーパーいなげやが応え、「レジ袋有料化実験」開始
	4・5	平和月間・「ひのっ子映画祭&平和の集い」開催
	25・26	日野市総合防災訓練
10	8～9	多摩動物公園開園50周年、日野町・七生村合併50周年イベント開催
	16	「幻の真慈悲寺を巡って」秘仏公開と発掘現場ガイド実施
	23～12/16	郷土資料館特別展「幻の真慈悲寺を追う」開催
11	29	ひの新開催
	8	日野市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル開催
	21	健康フェア&くらしのフェスタ開催
12	21	日野市こどもまつり2007開催
	22～30	ユネスコ世界遺産ル・アーブル市写真展開催
	10・11	日野市産業まつり
12	17・18	無作為抽出で選出された市民による「市民討議 in ひの2007」開催
	23・24	たかはたもみじ灯路開催
	1～16	「伊藤展覧」開催
12	3～	市税・国民健康保険税の支払いにクレジットカード払い導入
	6～25	日野の冬イベント「イルミネーション」開催



日野バイパス全線開通
日野バイパスが全線開通し、国立・日野・八王子の東西のアクセス時間が短縮され、同時に渋滞も緩和されました。



日野宿交流館オープン
日野宿本陣の向い側にある資料の展示や駄菓子屋のある児童館などもあります。



ひの新選組まつり
土方歳三の命日にちなみ毎年5月1日に行われる「ひの新選組まつり」。今年は、沖田総司役にフランスからの留学生が扮し、他の隊士の皆さんとともに市内をパレードしました。



市内郵便局9局で諸証明書の交付を開始
身近な所で諸証明が取得できるサレスの第1弾として、7月2日から市内郵便局9局で諸証明交付を開始しました。また、まだ1日第2弾として、10月1日から自動交付機を増設（豊田駅連絡所市立病院）し、戸籍と課税証明も交付可能になりました。



ル・アーブル市写真展開催
明治19年、日本政府がフランスに発注した巡洋艦の建造に立ち会った福島虎次郎海軍少佐は渡仏しましたが、完成を見ずにル・アーブルで客死し、当地に埋葬されました。その墓が今に至るまで当地の人々により厚く守られてきたことが分りました。

医療機関等にかかるときは、必ず健康保険証と老人保健法医療受給者証を医療機関等の受付に提示してください。8月から一部負担金の割合等が変わった方は新しい医療受給者証を提示してください。また、古い医療受給者証を返却していない方は返却してください。

▼老人保健法の医療対象者
医療保険（国民健康保険・社会保険等）に加入している、①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1・3級及び4級の障害者（詳細は問い合わせてください）に該当する方です。老人医療の障害認定を受けている方※②の方は申請により認定が必要。既に老人保健法医療受給者証をお持ちの方は不要

▼75歳になる方は申請を
75歳になる方は、誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月の1日）から老人保健法による医療を受けることになります。申請が必要となりますので（既に老人保健法医療受給者証をお持ちの方は不要、対象となる方には個別に通知します）

▼医療費の自己負担割合
医療費を受けたときは、かかった医療費の一部を医療機関等の窓口で支払います。一部負担金の割合は、1割または3割（一定以上所得者の方）です。

※一定以上所得者：①住民税課税標準額が145万円以上の老人保健法医療受給者②住民税課税標準額が145万円以上の老人保健法医療受給者③住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の方及び老人保健法医療受給者と同一世帯の老人保健法医療受給者

▼交通事件にあったとき
交通事故など第三者の行為によってケガをした場合の医療費は、本来、加害者が負担するのが原則ですが、届け出により老人保健で治療を受けることができます。この場合、老人保健（市）が医療費を一時立て替えて支払い、後で加害者に請求することになります。

交通事故にあったら、警察に届け出て人身事故として「事故証明書」をもらい、市にも「第三者行為による傷病届」の提出をしてください。

※平成20年4月から老人保健制度は後期高齢者医療制度に変わります。詳しくは今後広報等でお知らせします

▼問合せ先
保険年金課高齢者医療係

日野の1年 平成19年(2007)を振り返る

▼ル・アーブル市写真展開催
明治19年、日本政府がフランスに発注した巡洋艦の建造に立ち会った福島虎次郎海軍少佐は渡仏しましたが、完成を見ずにル・アーブルで客死し、当地に埋葬されました。その墓が今に至るまで当地の人々により厚く守られてきたことが分りました。

医療機関等にかかるときは、必ず健康保険証と老人保健法医療受給者証を医療機関等の受付に提示してください。8月から一部負担金の割合等が変わった方は新しい医療受給者証を提示してください。また、古い医療受給者証を返却していない方は返却してください。

▼老人保健法の医療対象者
医療保険（国民健康保険・社会保険等）に加入している、①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1・3級及び4級の障害者（詳細は問い合わせてください）に該当する方です。老人医療の障害認定を受けている方※②の方は申請により認定が必要。既に老人保健法医療受給者証をお持ちの方は不要

▼75歳になる方は申請を
75歳になる方は、誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月の1日）から老人保健法による医療を受けることになります。申請が必要となりますので（既に老人保健法医療受給者証をお持ちの方は不要、対象となる方には個別に通知します）

▼医療費の自己負担割合
医療費を受けたときは、かかった医療費の一部を医療機関等の窓口で支払います。一部負担金の割合は、1割または3割（一定以上所得者の方）です。

※一定以上所得者：①住民税課税標準額が145万円以上の老人保健法医療受給者②住民税課税標準額が145万円以上の老人保健法医療受給者③住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の方及び老人保健法医療受給者と同一世帯の老人保健法医療受給者

▼交通事件にあったとき
交通事故など第三者の行為によってケガをした場合の医療費は、本来、加害者が負担するのが原則ですが、届け出により老人保健で治療を受けることができます。この場合、老人保健（市）が医療費を一時立て替えて支払い、後で加害者に請求することになります。

交通事故にあったら、警察に届け出て人身事故として「事故証明書」をもらい、市にも「第三者行為による傷病届」の提出をしてください。

※平成20年4月から老人保健制度は後期高齢者医療制度に変わります。詳しくは今後広報等でお知らせします

▼問合せ先
保険年金課高齢者医療係

表1 児童手当所得制限額		(単位:万円)	
扶養親族数	国民年金加入・年金未加入者	厚生年金・共済年金加入者	
	所得額	給与収入額	所得額 給与収入額
0人	468.0	652.7	540.0 733.3
1人	506.0	695.5	578.0 775.5
2人	544.0	737.7	616.0 817.7
3人	582.0	780.0	654.0 860.0
4人	620.0	822.2	692.0 902.2

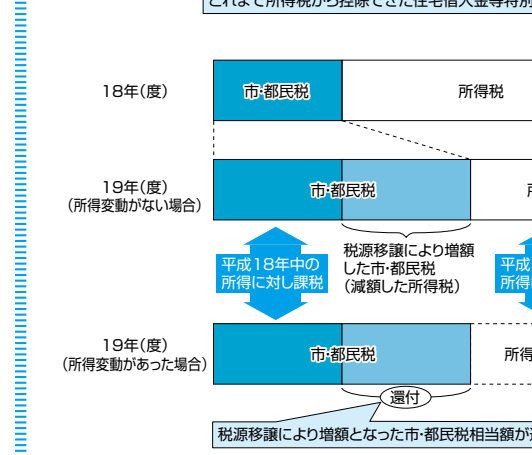
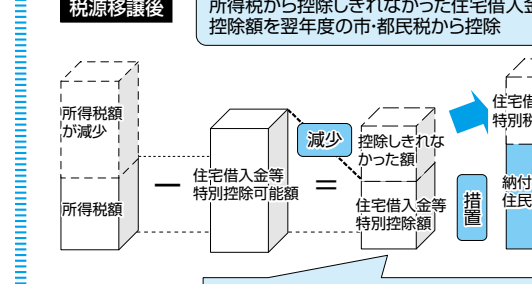
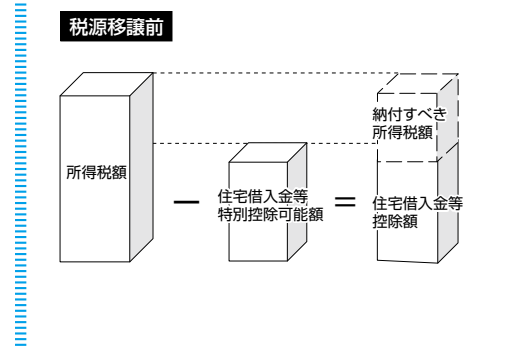
※主たる生計者の平成18年分の所得で判定。扶養親族数は平成18年中の扶養親族数を指します。控除対象配偶者を指します。※給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を、確定申告をされた方は確定申告書の「所得金額合計」を、表の所得額と比べてください。※障害者・寡婦（夫）・医療費控除、老人扶養等、その他控除がある場合は問い合わせを。※所得額には社会保険料控除相当額（一律控除分）8万円が加算されています。

表2 多子世帯養育手当所得制限額	(単位:万円)
扶養親族数	所得額
0人	552.5
1人	597.5
2人	642.5
3人	687.5
4人	732.5

※5人目以降は1人につき45万円を加算。※所得額には社会保険料控除相当額（一律控除分）8万円が加算されています。※扶養親族数は平成18年中の人数で控除対象配偶者を含みます。※その他、控除できるものがあります。詳細は問い合わせを。

表3　ひとり親家庭等医療費助成制度所得制限額（単位：万円）		
扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者等
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0

※5人目以降は1人につき38万円を加算。※所得額には社会保険料控除相当額（全員一律）8万円を引くことができます。※給与所得者は平成18年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をした方は平成18年分確定申告書（控）の「所得金額合計」をご覧ください。※その他、控除できるものがあります。詳細は問い合わせを。



友遊ヶアセンター
職員(非常勤)募集中
★通所介護看護職員(看護師)
★ホームヘルパー
NPOで地域に根ざした介護サービスを行っています。一緒に働きませんか。
西平山1-4-12 TEL 042-584-5141

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円

「対象」 次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成18年中の所得が制限額未満(表2参照)「支給額」 申請の翌月分から4人目以降の児童1人につき5千円